

諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援

	アメリカ(連邦政府)	イギリス	フランス	ドイツ
国内における被害	<p>犯罪被害一般と同様の支援</p> <p>※ 9.11同時多発テロの被害者に対しては、航空会社の損失を補償するために制定された特別法(航空運輸安全安定化法)に基づき、補償が行われた。(平成18年度調査)</p> <p>※ 外国籍の者 州によって異なるが、ニューヨーク州は短期滞在者も対象となる。</p>	<p>犯罪被害一般と同様の支援</p> <p>※ ロンドン爆弾テロの被害者に対しては、ロンドン市長と英国赤十字により「ロンドン爆弾テロの被害者を救済する慈善基金」が設立され、義捐金が給付された。(平成18年度調査)</p> <p>※ 外国籍の者 原則、短期滞在者は対象外。</p>	<p>国内外とも、犯罪被害一般と同様の支援</p> <p>※ 損害保険契約からの分担金等を財源(国からの交付金は受けていない)</p> <p>※ 外国籍の者 国内被害の場合、正規滞在者であれば、支給対象。国外被害の場合、フランス国籍を有する者のみが対象。</p>	<p>犯罪被害一般と同様の支援</p> <p>※ 外国籍の者 相互主義の下にある外国人、継続的に3年以上適法に居住している外国人は支給対象。旅行者の場合、その状況により受給を受けることがある。</p> <p>【テロ被害者のための過酷給付事件給付】 人道的な理由から迅速な援助を必要としており、被害者が法律上の請求権を持ち得ない特別過酷なケースに限り、対象(国籍を問わない)(2002年～)(平成20年度調査)</p>
国外における被害	<p>【国際テロリズム被害者費用償還プログラム】 米国民及び米国政府職員を対象。(2000年～)</p> <p>※ 国外で発生したテロ以外の犯罪に対する支援制度は無い。(州によっては実施しているところもある。)</p>	<p>【海外テロ補償制度】 国外で発生した指定のテロ事件の被害者(英国籍及び事件直前に最低3年にわたり英国に居住していたEU・EEA籍の者)を対象。(2012年～)(英国法務省HP)</p> <p>※ 国外(グレートブリテン外)で発生したテロ以外の犯罪に対する支援制度は無い。</p>		<p>法律上の居住地が国内にあり被害時点での国外滞在期間が6か月未満の被害者に対しては、国外で発生した犯罪被害一般と同様の支援(2010年～)</p> <p>【テロ被害者のための過酷給付事件給付】 人道的な理由から迅速な援助を必要としており、被害者が法律上の請求権を持ち得ない特別過酷なケースに限り、対象(ドイツ国民及び在留資格者)(2002年～)(平成20年度調査)</p>

※ 特に記載しない限り、「平成23年度諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等に関する調査」に基づき、作成したもの。